

平成24年度第1回募集 受注型中小製造業競争力強化支援事業助成金 ～ものづくり基盤技術を活用した技術開発を支援します～

1. 事業目的

東京には、ものづくり基盤技術を有する中小企業が多数集積しており、大手メーカー等へ部品を供給するなど、日本経済を支えています。

一方で中小企業は、円高の影響、新興国の台頭による国際競争の激化及び震災の影響等、非常に厳しい経営環境におかれています。

そこで、東京都と東京都中小企業団体中央会が共同して、ものづくり基盤技術を有する中小企業が自ら技術の高度化・高付加価値化を図る取組に対する助成事業を実施し、都内中小企業のものづくり産業の競争力強化を支援していきます。

2. 事業概要

※詳細については公募要領を参照願います

助成対象となる事業	<ul style="list-style-type: none">「特定ものづくり基盤技術」(※別表参照)を用いて、自社の技術力の向上や高付加価値化に向けた技術開発、又は試作開発を行う事業※ 本助成金では、機械の部品製作や受注加工を行う技術開発等を対象としており、機械装置メーカーによる自社製品の販売を目的とした試作開発等は、対象になりません。
対象者	<ul style="list-style-type: none">東京都内に主たる事務所又は研究開発場所を持ち、事業を営んでいる中小企業者等(会社・個人事業者・組合等)※ 平成24年4月1日現在で引き続き2年以上事業を営んでいること上記中小企業者等を主たる構成員とする中小企業グループ
助成金額	1,500万円以内
助成率	助成対象経費の1/2以内
助成対象経費	①原材料・副資材費 ②機械装置・工具器具費 ③委託費 ④産業財産権出願・導入費 ⑤技術指導受入れ費 ⑥展示会出展・広告費
申請方法等	<p>受付時の混雑を回避するため、申請書類提出は事前申込制とします。</p> <ul style="list-style-type: none">① 「申請書類提出の申込み」の受付期間 平成24年4月26日(木)～5月15日(火) 東京都中小企業団体中央会ホームページ(http://www.tokyochuukai.or.jp/)から申込書をダウンロードのうえ、FAXを送信してください。(申請書類提出の日時は、後日電子メールにて連絡いたします。)② 申請書類提出 平成24年5月7日(月)から5月25日(金)の間で、東京都中小企業団体中央会が指定した日時に持参してください。③ 申請書類提出場所 東京都中小企業団体中央会 支援事務局 (裏面参照) <p>※ 公募要領・申請書は、平成24年4月上旬以降、東京都中小企業団体中央会ホームページに掲載いたします。</p> <p>※ 本事業の説明会を開催いたします。(詳細は裏面)。</p> <p>※ 平成24年度歳入歳出予算が、平成24年3月31日までに都議会で可決された場合に実施します。</p>

問い合わせ先： 産業労働局商工部創業支援課
電話 03-5320-4694
東京都中小企業団体中央会支援事務局
電話 03-6278-7936

3. 事業説明会のご案内

回	日時	定員	会場	参加方法
1	平成24年 4月6日(金) 13時30分 から15時	80 名	東京都中小企業会館 9階講堂 JR有楽町駅 徒歩10分 有楽町線 銀座一丁目駅 徒歩1分 銀座線・日比谷線・丸の内線 銀座駅 徒歩8分 日比谷線・都営浅草線 東銀座駅 徒歩5分	東京都中小企業団体中央会 ホームページ (http://www.tokyochukai.or.jp/) より、説明会申込用紙をプリントし、FAXを送信して事前にお申し込みください(先着順)
2	平成24年 4月10日(火) 13時30分 から15時	50 名	たましん事業支援センター [Winセンター] JR中央線 立川駅 徒歩2分 多摩モノレール 立川北駅 徒歩1分	
3	平成24年 4月17日(火) 13時30分 から15時	50 名	東京都庁第一本庁舎 42階特別会議室B 新宿駅 徒歩10分 大江戸線都庁前駅 すぐ	
4	平成24年 4月19日(木) 13時30分 から15時	80 名	大田区産業プラザPio 2階 東京都研修室 京浜急行「京急蒲田駅」徒歩5分 JR・東急線「蒲田駅」徒歩13分	

4. 申請書類提出場所

東京都中小企業団体中央会 支援事務局

〒104-0061

中央区銀座2-10-18

東京都中小企業会館6階

電話 03-6278-7936

FAX 03-6278-7545

JR有楽町駅 徒歩10分

東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅 徒歩1分

東京メトロ銀座線・日比谷線・丸の内線 銀座駅 徒歩8分

東京メトロ日比谷線・都営浅草線 東銀座駅 徒歩5分



1. 対象となる「特定ものづくり基盤技術」

「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」で経済産業大臣が指定する「特定ものづくり基盤技術の指定」に定められているもの。平成 24 年 1 月現在、下記 20 分野の技術が定められています。

組み込みソフトウェア	金型	電子部品・デバイスの実装	プラスチック成形加工
粉末冶金	溶射	鍛造	動力伝達
部材の結合	鋳造	金属プレス加工	位置決め
切削加工	織染加工	高機能化学合成	熱処理
溶接	めっき	発酵	真空の維持

※ 詳細は中小企業庁ホームページをご覧ください。(<http://www.chushometi.go.jp/index.html>)

※ 上記の技術分野の指定が変更になった場合、申請時点において指定されている技術分野が対象となります。

2. 開発事例

- ① 金型などの金属表面に高硬度のクロムめっきをより短時間で施すことができる、無公害めっき液及び管理技術の開発
- ② 自動車部品の軽量化のため、自社の金属プレス加工技術と共同開発企業の金型技術を駆使して高強度軽金属材料のプレス加工工程を改善
- ③ 金属プレス加工技術の向上と大幅なコスト削減を実現するため、ヘア絞り加工技術及び3次元5軸レーザー加工技術を組み合わせた自社で活用する工作機械の開発